

令和3年11月22日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
救急医療担当理事 高室 暁

災害拠点病院の調査について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

災害拠点病院の調査について

災害拠点病院の整備については、「災害時における医療体制の充実強化について」(平成24年3月21日付け医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知)別紙「災害拠点病院指定要件」(以下「指定要件」という。)により示し、各都道府県において、当該指定要件に基づいて指定した災害拠点病院が要件に合致しているかどうかを毎年確認、報告していただいているところである。

今般、自然災害の頻発化・激甚化により、災害時の医療提供体制の拠点となる災害拠点病院が被災する事案が発生したことや今後も南海トラフ地震等の大規模災害の発生が見込まれることを踏まえ、また、指定要件(2)①ア(ウ)及び(エ)の要件の経過措置期間が令和3年3月に満了したことに伴い、災害拠点病院の運営体制や施設・整備の現状について、厚生労働省としても視察により状況を確実に把握することにより、災害時の医療提供体制の充実・強化に繋がりたいと考える。

については、下記のとおり指定要件に定める厚生労働省及び都道府県の行う調査を実施することとしたため、貴職におかれては、厚生労働省医政局と連携を図りながら都道府県に対する支援を行う者として地方厚生(支)局に設置された災害医療・医師偏在対策専門官(以下「災害医療・医師偏在対策専門官」という。)と連携の上、当該調査への協力をお願いしたい。

記

1. 調査期間 令和3年12月から令和4年3月まで
2. 調査対象 災害拠点病院
3. 調査担当者 災害医療・医師偏在対策専門官
各都道府県における災害拠点病院事務の担当職員
4. 調査の目的 指定要件(2)①ア(ウ)及び(エ)に関する事項を含む指定要件全般やハザードマップ等による被災想定に対する具体的対

策について、実地により確認するもの。

5. その他 調査対象の災害拠点病院を1施設程度選定し、調査日については、災害医療・医師偏在対策専門官と調整の上、共同で調査を実施すること。なお、日程調整の連絡については、災害医療・医師偏在対策専門官から令和3年11月中旬を目途に連絡させるものとする。

【連絡先】

厚生労働省医政局地域医療計画課

災害医療係長 乙部 睦男

電話 03-5253-1111(内線)2548

【概要・目的】

- 災害拠点病院が要件に合致しているかについては、毎年、都道府県が確認しているところ、近年の自然災害の頻発化・激甚化に加え、今後、南海トラフ地震等の巨大地震の発生も想定されることや、災害時の診療業務継続に重要な非常用自家発電設備と給水設備の要件について経過措置期間が満了したことから、災害時の医療提供体制の拠点となる災害拠点病院の運営体制や施設・整備について、厚生労働省としても都道府県と共同で実施により確認するもの。

【調査（視察）対象の選定等】

- 対象の選定については、各都道府県担当者が行うこととする。（都道府県担当部局長あて通知を发出）
- 災害拠点病院の地域における新型コロナウイルス感染症対応等の観点から、当面の間、調査（視察）件数の目標（5年に一度等）については、設定しないこととする。（今年度については、1施設程度）

【調査（視察）担当者】

- 各都道府県の担当者と災害医療・医師偏在対策専門官が共同で実施することとする。

【調査（視察）の観点】

- 災害拠点病院指定要件に定める要件に合致しているか。
 - ⇒ 一部要件に合致していないものの、都道府県の裁量による例外的な取扱を排除していないので、当該例外的な取扱の理由等を必ず確認のうえ、代替措置となり得るか確認すること。
- ハザードマップ等による被災想定に対する具体的な対策を実施しているか。
 - ⇒ 対策の内容を確認するのみでよく、当該対策の有効性については言及する必要はないこと。

災害拠点病院等の調査

【業務内容】

- 調査（視察）対象の災害拠点病院の選定については、都道府県担当者が実施することとし、災害医療・医師偏在対策専門官は、
 - ・ 都道府県担当者へ連絡し日程調整のうえ、共同で調査（視察）を実施すること。
 - ・ 必要に応じて都道府県担当者と事前に打ち合わせ等を実施すること。
 - ・ 調査（視察）の際は、別添の調査表を活用すること。
 - ・ 問題点が生じた場合は、都道府県担当者に対して助言・支援等を行うこと。
 - ・ 都道府県担当者に対する助言・支援等は口頭またはメールを基本とし、通知の発出は不要であること。
 - ・ 使用した調査表、助言・支援等の内容については、後日、地域医療計画課に情報提供すること。
- 災害拠点病院の地域における新型コロナウイルス感染症対応等の観点から、調査（視察）を予定していない場合については、理由、来年度以降の調査（視察）の見込み等を確認し、地域医療計画課に連絡すること。

【留意点】

- 災害拠点病院指定要件に合致していない点をもって、指定取消とすることが本調査（視察）目的ではないことに留意すること。
 - ⇒ 一部要件に合致していないものの、都道府県の裁量による例外的な取扱を排除していないので、当該例外的な取扱の理由等を必ず確認すること。

【期待される効果】

- これまで都道府県による書面調査が主であった災害拠点病院の運営体制、施設・整備の確認について、実地により確認することで、災害時の医療提供体制の充実・強化に資することが期待される。